

治療目的使用に係る除外措置（TUE）事前申請対象者範囲の公表について

【概要】

平成24年4月1日以降に実施されるドーピング検査を対象として、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）は加盟各競技団体と協議の上、TUEの申請を事前に行う必要がある対象競技者（以下、TUE事前申請対象者）の範囲を公表します。TUE事前申請対象者以外の競技者は、ドーピング検査後に違反が疑われる分析報告の通知を受けた場合に遡及的TUE申請が可能になります。

<目的>

TUE国際基準第7.2条b項に基づき、TUE事前申請対象者の範囲を公表することによって；

- TUE事前申請対象者以外の競技者は、TUEの遡及的申請が可能となり、競技者の負担が軽減されます。
- TUE事前申請対象者が明確になり、事前申請の準備が確実になります。

<TUE事前申請対象者の範囲>

以下に挙げる2つのカテゴリーのいずれかに該当する競技者はTUE事前申請対象者です。

カテゴリー2については、JADAと加盟各競技団体が協議して、TUE事前申請の必要な競技大会を確定して公表します。

《カテゴリー1：個人の立場からTUE事前申請が必要となる競技者》

- JADA検査対象者登録リストの競技者（RTPA）はこれまでと同様に、TUEの事前申請が必要です。
- 国際競技連盟が主催または指定する大会に出場する競技者は、国際競技連盟へのTUE事前申請が必要です。
- WADAまたは国際競技連盟が立案実施する競技会外検査の対象となり得る競技者はTUE事前申請が必要となります。この場合、通常はTUEの提出先は国際競技連盟となります。

《カテゴリー2：競技大会の区分によりTUE事前申請が必要となる競技者》

上記のカテゴリー1に加えて、以下のAの競技種目でBの競技大会に参加する競技者は、TUE事前申請が必要となります。

A：競技種目

- 1) 夏季および冬季オリンピック競技種目（ゴルフとラグビーを含む）
- 2) 夏季および冬季パラリンピック競技種目
- 3) 国民体育大会正式競技
- 4) 日本オリンピック委員会（JOC）が派遣する国際総合競技大会対象種目

B：競技大会

- イ) 年齢等のカテゴリー制限の無い日本選手権および同レベルの全国大会
- ロ) 各競技種目における国内最高峰のリーグ戦

- ハ) その他競技団体と JADA が調整のうえ指定する競技大会
- ニ) JOC が派遣する国際総合競技大会
- ホ) 日本パラリンピック委員会 (JPC) が派遣する国際総合競技大会
- ヘ) 国民体育大会 (本大会・冬季大会)

※都道府県大会及びブロック大会は除く

<遡及的 TUE 申請について>

分析機関より違反が疑われる分析報告が JADA へ報告され、JADA から競技者へ通知文が送付された場合、競技者のカテゴリーに応じて、以下のいずれかの対応が取られることとなります。尚、以下のいずれのカテゴリーの競技者においても、原則として遡及的 TUE の付与がないと確定した時点で暫定的資格停止が課されます。

- TUE 事前申請対象者：

JADA が競技者へ TUE 国際基準 4.3 条の範囲における遡及的 TUE 申請が認められる事情があるかの確認をします。

- TUE 事前申請対象者以外の競技者：

JADA は競技者へ遡及的 TUE 申請ができることを通知し、競技者に遡及的 TUE 申請を行う希望があるかの確認をします。

注) 遡及的申請が行われた案件全てに対し TUE が付与されるわけではありません

<ご注意いただきたい点>

TUE 事前申請が必要とされない競技大会においてもドーピング検査は実施されますのでご注意ください。なお、ドーピング検査を実施する競技大会の範囲は公表しておりません。

2011 年 11 月

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
TUE 委員会委員長